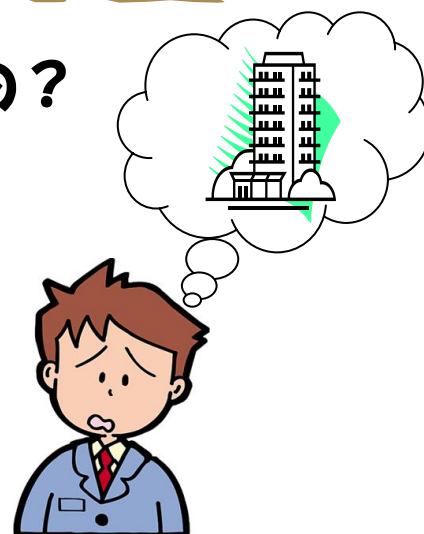


12月の処方箋

12月の処方箋

マンションのオーナーって儲かるの？

職場や自宅にマンションのオーナー契約を勧める電話が何度もあり、断りきれずに呼び出しに応じ、レストランで業者の説明を受けた。「節税になり安定した収入が得られる」、「家賃が老後の年金になる」と勧誘され、その気になって1800万円の契約をし、96,000円の手付け金を支払った。しかし、高額な契約であり、ローンを支払っていく自信がないため解約を申し出たところ、360万円の違約金を請求された。支払えない。



(40歳代 男性)

ワンポイント
アドバイス

勧誘電話の対処方法

<相談の経緯>

今回のケースはクーリング・オフの期間は過ぎていました。そこで、宅地建物取引業法で、履行に着手するまでは手付金を放棄して契約を解除することができることを業者に指摘し、手付金96,000円を放棄することで解約となりました。

話の途中で電話を切るのは失礼なことだと思いますが、買う気もないのに業者の呼び出しに応じると、契約をやめたくても断りにくくなります。

買う気がなければ、毅然とした態度で「**必要ありません**」、「**お断りします**」とはっきり言って電話を切りましょう。

「迷惑な勧誘電話は宅建業法で禁止されています。」と指摘することも効果的です。

宅地建物取引業法（「宅建業法」）では、マンション販売等の勧誘時に「電話による長時間勧誘や威迫行為、その他私生活や業務の平穩を害する方法で相手方を困惑させること」を**禁止**しています。これら違反行為はいずれも**行政処分の対象**になります。もし、悪質で迷惑な勧誘電話を受けたり、断り切れず契約してしまった場合は、すぐに但馬生活科学センターまで相談してください。

ご相談は…
まずは
お電話！！



しまった、困った、その時は
但馬生活科学センター
相談電話:0796-23-0999